

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 令和4年7月12日(火) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時44分

場 所 委員会室棟第4委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也
副委員長 志村 直毅
委員 乙黒 泰樹 鷹野 一雄 向山 憲稔 浅川 力三
久保田松幸 古屋 雅夫 笠井 辰生 杉原 清仁
長澤 健 飯島 修

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

知事政策局長 長田 公 知事政策局次長 内藤 卓也
国際戦略グループ国際戦略監 羽田 勝也
秘書課総括課長補佐 小池 一尚

県土整備部長 飯野 照久
県土整備部理事(県土整備部次長事務取扱) 椎葉 秀作
県土整備部技監 秋山 久 県土整備部技監 若尾 洋一
県土整備総務課長 古屋 登士匡 都市計画課長 五味 勇樹

福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健部次長 下條 勝
福祉保健総務課長 村松 茂樹 障害福祉課長 山本 英治

県民生活部長 小林 厚 県民生活部次長 百瀬 友輝
県民生活総務課長 望月 等

スポーツ振興局長 塩野 開 スポーツ振興局次長 三井 博志
スポーツ振興課長 渡辺 一秀

行政経営管理課長 小林 洋一

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

会議の概要

まず、部局審査及び現地調査の結果を踏まえ、意見がある場合は、審査意見書の様式により、8月4日までに事務局あて提出することとされた。

次に、8月1日に実施する現地調査の対象施設等について、その決定を委員長に委任することとされた。

次に、本日の審査は、配布資料のと通りの順番で審査することとし、部長等は概要説明の後自室で待機し、必要に応じて出席を求めることとした。

次に、午前10時から午前11時39分まで知事政策局及び県土整備部所管の指定管理施設関係及び県出資法人関係、休憩をはさみ、午後1時から午後2時17分まで福祉保健部及び県民生活部所管の指定管理施設関係、休憩をは

さみ、午後2時36分から午後3時36分までスポーツ振興局所管の指定管理施設関係及び県出資法人関係の審査を行った。

主な意見

※ (公財)小佐野記念財団【知事政策局】、山梨県小瀬スポーツ公園、山梨県富士北麓公園【県土整備部】関係

質疑

((公財)小佐野記念財団について)
質疑なし

(山梨県小瀬スポーツ公園について)
笠井委員 コロナ禍で、例えば、民間企業でしたら売上げもない、お客さんも来ないという中で、従業員に仕事を見つかりたりして何とかやりくりしてきたということはあったと思います。こちらは公共の施設なので、そういった部分もあつたとは思いますが、コロナ禍で施設の利用制限をしているからこそできること、例えば、修繕や清掃あるいは点検などを行ったという点がありましたら教えてください。

五味都市計画課長 指定管理者からは、休業期間中に特別に清掃したということ聞いていませんが、当然、その間も維持管理が必要になってきますので、そちらの対応をしっかりとやっているという聞いております。

向山委員 確認ですけれども、ネーミングライツは指定管理と関係なく、別部署が担当しているから、指定管理には全く入ってこないということよろしいでしょうか。

五味都市計画課長 ネーミングライツは指定管理に入ってきておりません。

向山委員 例えば、小瀬スポーツ公園全体の名前をネーミングライツにする場合は、基本的に指定管理で考えるのではなく、県の提案でやるような状況ですか。

五味都市計画課長 そのとおりでございます。

向山委員 わかりました。
今、山日YBS球場、サッカーがジットになっていると思うのですが、小瀬スポーツ公園全体やほかの部分でもできるのかなと思っています。
今、コロナで使えない施設があるかを確認したいと思います。

五味都市計画課長 今、小瀬で使えない施設はございません。

向山委員 ジョギングハウスがあると思うのですが、今使えるようになっていますか。

五味都市計画課長 大変申し訳ございません。今、ジョギングハウスは使えない状況でございます。

向山委員 私も小瀬をよく使わせていただくのですが、一般の利用者の方から、ほかの施設が使えるのにジョギングハウスが使えないのはなぜかという問い合わせがあったのですが、その分けはどういう基準でやられているのですか。

五味都市計画課長 ただいまの御質問ですが、ジョギングハウスは老朽化が非常に進んでおりまして、今から改修工事をやる予定になっており、使用できないことになっています。来年度以降、改修工事を行う予定になっております。

向山委員 それでは、コロナというよりも老朽化が原因でということですね。そこは、利用者の皆さんにも、そういう理由をわかりやすくするようアナウンスが必要かなと思いますので、よろしくお願いします。

今、ガソリンなども含めて、特に電気料ですけれども、光熱水費が高騰しています。スポーツ施設、特にアイスアリーナですが、かなり光熱水費が高騰すると思いますし、現状でどのくらい上がっているのかをお伺いします。

五味都市計画課長 今手元にそういった資料がないのですが、上がっているという声は聞いています。金額的にどのくらいとか、パーセンテージというのは、今つかんでおりません。

向山委員 それをぜひ数字で。使用状況が違うので、比較できるところで幾らくらい違うのかをパーセンテージで示していただければと思います。

光熱水費の高騰に関して、どのような対策を行っているのかお伺いします。

渡辺委員長 その前に、向山委員、資料要求でいいですか。

向山委員 はい。

渡辺委員長 委員各位に申し上げます。ただいま向山委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 それでは、よろしく申し上げます。

五味都市計画課長 そちらの資料は後日提供させていただきます。

先ほどの質問ですが、指定管理者のほうで、例えば、電気を少し消すといった省エネの対応は行っていると聞いております。

向山委員 特に夏場の体育館のエアコンもですが、小瀬の場合は、冬場のアイスアリーナの部分が大きいと思います。県として、あまりにも高騰費分が指定管理の中で圧迫するときに、財政的に支援や補助をするという検討をされていますでしょうか。

五味都市計画課長 指定管理者の中で、物価が上がった部分の対応をするということは、今の時点では考えていないです。ほかの指定管理者でも同じ話があると思うので、そこは御相談とかがあると思うのですが、今のところは、そういうことを考えておりません。

向山委員

その部分については承知しました。

細かい話ですが、以前、渡辺委員長とも一緒に要望したことがあったのですが、真夏のプールサイド対策というのがあって、プールがかなり老朽化しているのもあるのですが、夏場の暑さで、プールサイドが本当に鉄板のような暑さになってしまっていて、あの中で小中高の大会をやったりするのも大変厳しいということで、当時、対応していただいたかと思うのですが、現状、プールでの猛暑対策は、どのようなことをやっているのかを確認させていただきたいと思います。

五味都市計画課長 猛暑対策については、今、確認できないので、少し時間をいただいて、確認してお答えするようにします。

向山委員

特にプールは外でやる競技ということで、自分も実際に行って、プールサイドがかなり熱い状況だったので対応をお願いしたのですが、現状どうなっているのかを確認させていただきたいと思います。

もう一点、5ページの利用者の意見に「スケボーが怖いです」とありますが、スケボーの新しい優先エリアを4月から供用開始されていると思いますが、実際に供用開始後に、マナーとか利用者の区分はどう変化したかを確認したいと思います。

五味都市計画課長 スポーツ振興局で優先エリアを設置したところですが、スケボーをやる方は、そちらに移っているということを聞いていますが、まだクラフトタワーのところでやっているという話も聞いております。

ただ、かなりの部分は優先エリアに移ったと聞いております。

向山委員

確認ですが、スケボー自体は優先エリア以外でもやっていいのですか。

五味都市計画課長 やっていいです。

向山委員

わかりました。スケボーの部分については、総括審査でお伺いしたいと思います。

最後に、プロチームが行うときの開催使用料は、今、何か規定があるのですか。ヴァンフォーレやクィーンビーズが使うときに割引など、使用料の減免があるかどうかをお伺いします。

五味都市計画課長 例えば、ヴァンフォーレでは減免措置を取っております。利用料としますと、アマチュア料金ということになります。この理由は、ヴァンフォーレ甲府自体が青少年の健全育成、県民スポーツの振興、地域振興といった公益性を有する面があること。また、県と甲府市、韮崎市が出資していること。さらには、累積の債務があること。あとは、経営が赤字決算になっていることこの理由によって、減免している状況になっております。

向山委員

承知しました。クィーンビーズはどうですか。

五味都市計画課長 クィーンビーズのほうは、今、手元に資料がないので、少しお時間をいただいて、後ほど御説明いたします。

飯島委員

施設所管課による総合的な評価及び指導事項に「利用者から高い満足度を得られている」という表記があるのですが、その根拠は5ページのアンケート集

計の利用者満足度ということによろしいですか。

五味都市計画課長 そのとおりでございます。

飯島委員 コロナ禍で利用者数が減っているといっても、3ページの表ですと、令和3年度は100万人くらいが来ているということだと思います。アンケートの実施は、令和3年4月から令和4年3月までの1年間ですよ。1年間で回答数が317人、100万人来ていて回答率が317人、0.03%くらいなのですが、この回答率についてどう思いますか。

五味都市計画課長 アンケートは、受付での配布がメインになっています。アンケートでの意見は、利用者の意見として非常に大事なものになってきますので、今後もっとふやすような対応を考えていきたいと思っています。

飯島委員 悪いとは言いませんが、やはり回答が多ければ多いほど精度も高くなると思いますので、しっかり検討していただきたいと思います。

5ページの利用者の主な意見の施設・設備では、トイレは全て洋式がいい(体育館ほか)とあり、それに対して利用者の意見への対応では、和式トイレの利用者もいるので箇所毎に一部和式を残す形での洋式化を行っている方針を説明し理解を求めたとあります。大体わかりますが、大事なものは、理解を求めた結果、わかります、いいですよ、賛成ですよと言ったのか、いやいや、やっぱり全部洋式でしようと言ったのか、ここで違うと思うのですが、そこはどういう感じでしょうか。

五味都市計画課長 そういった意見を踏まえて、今、小瀬にはトイレが78カ所ありまして、このうち74カ所につきましては箇所ごとに洋便器にする洋式化を行っております。

パーセンテージでいきますと95%という状況で、引き続き残った4カ所について、老朽化の改修工事、長寿命化工事に合わせて洋式化を図っていきたくと考えております。

飯島委員 御存じと思うのですが、昨年度、公共施設のトイレ等を整備する政策提言案作成委員会がありまして、そこではいろいろな意見が出ました。小瀬スポーツ公園は山梨県の公共施設の最たるものです。

先ほど申し上げたように、小瀬スポーツ公園には、コロナ禍でも100万人くらい来ているので、トイレを清潔にすることは大事であるという意見も出ました。シンボリックなものをつくることも検討してもらいたいということも、知事への提案書の中に書いてあるのですが、その件に関しては、県土整備部独自で考えているのか、それとも指定管理の中で考えるのか。今はどういう状況でしょうか。

五味都市計画課長 ただいまの御質問ですが、指定管理の中で考えることではないと思っています。

県土整備部では、シンボリックなという提言を受けて、現状、検討していないところであります。

飯島委員 指定管理の範疇ではないということなので、質問にはならないと思いますが、公共施設のトイレはとても大事なもので、改めて検討することをお願いしたいと思っています。

古屋委員 具体的な運営は9ページに管理体制がありますが、これが事務局という理解でよろしいでしょうか。

五味都市計画課長 こちらが指定管理を運営している体制になっております。

古屋委員 協会の最高責任者の名前を教えてくださいたいと思います。

五味都市計画課長 山梨県スポーツ協会の高野会長でございます。

古屋委員 名前を最後までしっかり言ってください。

五味都市計画課長 高野剛会長でございます。

古屋委員 わかりました。

志村委員 まず基本的なところで、利用者数のカウント方法を教えてくださいませんか。

五味都市計画課長 利用者数ですが、有料施設の利用者、あと有料施設の観客数、あとラインセンサス法によった合算になっています。

ラインセンサス法ですが、毎日、午前と午後の2回、決められたルートを回って、ルート上で設定したエリアにいる来園者数の合計で1日の利用者数を算出しています。

そのラインセンサス法の人数と、有料公園の施設利用者数、あと有料公園の施設観客数の3つの合計値ということで算出しております。

志村委員 わかりました。定期的にカウントされて全体の利用者数が出ていると。おそらく、実際にはもっと多いのだろうと推測するのですが、特に、時間的にも朝とか夕方に散歩などの健康づくりで利用する方も多いだろうと思います。そういう意味では、立地的にも、また施設的にも非常にいい公園になってきたなと思います。実は、私は川を挟んで反対側に住んでいるので、競技をやっていると声が聞こえてきます。

細かいところでは、各施設いろいろとあります。陸上競技場、体育館、武道館、アイスアリーナ、プール、野球場、テニスコート、それからトレーニングをする施設、新しくできたクライミングなどいろいろと。それらの施設の利用者数を資料として参考にいただきたいのですが、できれば過去5年分くらいで、指定管理業務・経理状況説明書にあるような5年間の推移がわかると施設の利用の傾向が私たちも把握できるのかなと思いますので、お願いできますでしょうか。

五味都市計画課長 御用意することは可能でございます。

令和3年度のおおむねの施設の人数をお話できますので、人数を述べさせていただきます。

陸上競技場が3万773人、野球場が1万5,732人、テニス場が4万7,247人、体育館が9万9,386人、武道館が7万5,407人、アイスアリーナが4万1,427人、これらは観客を除いた利用者数になります。

渡辺委員長 委員各位に申し上げます。ただいま志村委員から要求のありました小瀬スポーツ公園における各施設の過去5年間の利用者数の資料につきまして、委員会

として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 では、よろしく申し上げます。

志村委員 できればトレーニング室やプールもわかればありがたいです。
それで、4ページの収支状況でお聞きしたいのですが、備品購入費が支出の真ん中辺りにありまして、令和2年度と令和3年度に関しては備品の購入がないと読めるのですが、これはどんな理由でしょうか。

五味都市計画課長 委員御指摘のように、令和2年度と令和3年度は、特に備品を買う必要がありませんでした。令和元年度に買った、もしくは、その前に買ったもので対処できているということで、備品の購入がなかったという状況でございます。

志村委員 承知しました。きっと、コロナで利用が減っているのも影響しているのかなと感じましたし、先ほど御説明いただいた令和3年度の利用者数も、最盛期の平成29年度や平成30年度に比べれば、各施設でかなり減っているのも、そういう意味では施設の運営に御苦労もあるのかなと思います。
その上の使用料及び賃借料ですが、これは利用が減っているのとは関係なく、普通に読むと年々ふえていると読めるのですが、この増額の内容はどういう理由でしょうか。

五味都市計画課長 使用料と賃借料がふえているという中身ですが、使用料は、例えば、AEDのレンタル料やトレーニングマシンのリース料、あとはパソコンやサーバーのリース、こういったものがリース料の費用になっています。
令和2年度から令和3年度で増加しているのですが、こちらは会計ソフトと勤務管理システムを導入している状況がありまして、こちらでふえていると聞いております。

志村委員 承知いたしました。
それから、外部委託費の中で、運営サポート業務というのが令和元年度からおおよそ5,000万円、6,000万円、7,000万円となっています。これはこういった性質のもので、どういう内容なのか、お願いします。

五味都市計画課長 運営サポート業務ですが、こちらはスポーツの振興業務を一部委託してまして、ミズノ株式会社へ外部委託しているという内容になっています。
その内容ですが、トレーニング室というのがありますが、ここでトレーニングの指導、利用案内、あとトレーニングのメニューをつくること、それがトレーニング室における業務でやっています。もう一つは、スポーツ振興のため子供を集めて教室をやっていただいております。そういった費用がこちらの運営サポート業務の費用になっています。

志村委員 それにしても7,000万円というのは……。しかも年々増額しているということであれば、もうちょっと補足の説明等が必要かなと思いますので、きょう無理であれば、そこは資料なり何なりで、ミズノさんにどういうことを外部委託していて、どういう内容で、例えば、年間にどれくらいやっているのかとか、何人くらいの体制でやっているのかとか、その辺がわかりましたらお願いしたいと思います。

五味都市計画課長 御用意させていただきますが、今、体制についてはお話できます。ミズノで正社員を4名、スタッフ、アルバイトを9名、あと短い時間でバイトのように来ていただいている人もいと聞いていますので、それも含めて全部で18名と聞いております。

志村委員 私の勘違いかもしれませんが、最近、市中にも民間の事業者がたくさんスポーツクラブとかをやっていたりするので、そういう会員制のジムがたくさんあります。小瀬スポーツ公園のトレーニング室もジムになっているということですか、こういうイメージでいいのですか。

五味都市計画課長 民間のジムと同じようにトレーニングをするところとなっております。

志村委員 それについては、これくらいにさせていただいて、プールの話がさっき出ましたけれども、公認のプールが、50メートルの長水路が小瀬に、あと利根川の公園くらいしか本県にはありません。

プールについての考え方ですが、県としても、これまでも検討等があったかと思うのですが、現時点においては、長水路のプール施設を今後どうしていくのか。片や、青少年センターはプールが廃止になったりして、そのプールの利用者に関しては、プールがあるところに行ってください、あるいは、民間の施設を使ってくださいということになっています。小瀬スポーツ公園のプールについては、今、どのようなお考えを持っていらっしゃるのか、お聞きできたらお願いしたいと思います。

渡辺委員長 志村委員、所管外になりますので質問を変えてください。

志村委員 ちょっと聞き方が悪かったです。要するに、指定管理により小瀬スポーツ公園のいろいろな施設を管理していく中で、ここには出ていませんが、プール自体の管理をしていく中で、さっきもあったように、プールサイドが熱くなるという。大会とかをやるときにはテントを張るなど、いろいろとやってくださっていますけれども、そもそも、プール施設を管理していく上で制約が出てくる部分が、現状ではあるのかなと思うのですが、その辺についても、このまま指定管理をお願いしていくという意味で、現状の施設のままを前提として考えていくのかなということをお聞きしたかったのですが……。これについては、施設の指定管理者の運営とは直接関係ないので、また改めてお聞きするようにして、今は結構です。ただ、県として施設を持っていますので、その考え方は、改めてほかの機会でお聞きしていきたいと思います。

小瀬スポーツ公園に関しては、指定管理者でつくっているホームページを見ると、「森の中のスポーツ公園」というイメージでうたっていて、私たち利用する側としては、県民の皆さんが多種多様なスポーツも含めて利用できる施設だと思っていますけれども、県のほうで小瀬スポーツ公園のコンセプトというか、考え方というのを、参考までにどう位置づけているのか、あるべき姿を今後どのように考えているのかを最後にお聞きします。小瀬スポーツ公園はどんな公園と言われたときに、どんな公園とお答えしますか。

五味都市計画課長 小瀬スポーツ公園ということなので、やはりスポーツの振興、あとはスポーツ施設として県民の皆さんや県外の皆さんに利用していただくところが小瀬スポーツ公園の目的になると思います。

渡辺委員長 志村委員、先ほどの運営サポート業務の内訳については資料要求されますか。

志村委員 お願いします。

渡辺委員長 委員各位に申し上げます。ただいま志村委員から要求のありました運営サポート業務の内訳について、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 それでは改めて、資料要求がありました3点について、執行部としていつまでに資料提出できるか、お答えください。

五味都市計画課長 今週中には御用意して、提出したいと思います。

渡辺委員長 承知しました。

乙黒委員 総括審査で詳細をいろいろと聞きたいと思っておりますが、事前に確認できることだけは質問させていただきたいと思っております。

まず、4ページの経理の状況説明の中で確認ですけれども、収入の追加委託料(感染症)というのは、感染症対策に即した部分に使われるということなのか、そこだけ確認をお願いします。

五味都市計画課長 コロナ感染症での利用制限、あとは県から休館を要請した部分の補填、利用制限をした部分の金額になっております。

乙黒委員 補填というのは、経営に関しての金額ということですか。私の感覚だと、コロナ対策に使う備品や、そういった施設の改修、いわゆるグリーン・ゾーン構想の中でやっているように、ずっとそこを利用するに当たっての感染症対策に即したものとして得られた臨時の収入なのかなと思っていたのですが、運営の中で、コロナで利用者が減ってしまったという、いわゆる売上げの補填的な意味合いも兼ねているということですか。

五味都市計画課長 議員御指摘のとおりでございます。運営の中で、利用制限がかかった、あとは先ほど言ったように県からの要請で休館せざるを得なくなったというようなものの補填ということでございます。

乙黒委員 要は、お店の感覚でいうと、売上げの補填という意味合いが強いということですね。わかりました。

あと、支出の中で、先ほど志村委員から外部委託費の運営サポート業務について質問がありましたので、そこは割愛させていただきますが、最後、参考になっている自主事業に係る収支状況ですが、自主事業とは、どういうことをされているのかについて、県でどの程度把握されているのか、その部分についてお伺いします。

五味都市計画課長 内容的には、例えば、県の体育祭り、あとは興業の誘致ということですが。具体的に言うと、プロレス、あとはバスケの日本代表を招いてクリニックをやるなど、あとはスポーツの絵画・写真コンクールの開催、そういったイベントになっております。

乙黒委員 小瀬の公園だからこそできる自主事業という部分も大きく関わってくるのかなと思います。その中で、これからどういう事業をしていくのかを、県のほうでもある程度把握されたほうがいいのかと私は思っております。それは、長崎知事がおっしゃるように、県有資産の高度活用という意味合いからいくと、指定管理をお任せしている中で、小瀬スポーツ公園の価値を生かした中で、こういう自主事業をしている。そして、その中でこれだけ利益を出しているという部分を県としてもしっかりと連携を取りながら、またそれがお互いウイン・ウインになるようなサポートをすることで、自主事業の実施という部分につなげていけると思うのですが、その辺をどの程度把握されているのか。年間どのくらいこういう事業をしていて、金額的にどのくらいという部分を資料として出せるのであれば出していただけるとありがたいのですが、よろしく願います。

五味都市計画課長 ほかの指定管理者の部分もあるとは思いますが、出せる範囲でということであれば対応したいと考えております。基本的には、全部というのはなかなか難しいというところがありますので、よろしいでしょうか。

乙黒委員 出せる範囲で、わかりました。

渡辺委員長 委員各位に申し上げます。ただいま乙黒委員から要求のありました自主事業に係る収支状況の詳細についての資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 それでは、先ほどの資料と同時によろしく願いいたします。

乙黒委員 最後に、先ほど古屋委員からの質問と通じる部分があると思いますが、9ページの管理体制について、32人のメンバーで運営されているという説明がありました。この中で、常勤とほかの部分と併用して勤められている、その割合がわかればお答えいただきたいと思います。

五味都市計画課長 9ページの管理体制ですが、ここにいる人は常駐しております。ただ、専任かどうかについてはわかりかねるのですが、常駐はしてはおります。

乙黒委員 先ほど、運営委託をしている中で、ミズノにそういった専門の部分を委託しているという説明がありましたが、管理体制だけだと小瀬スポーツ公園でどの程度のサービスを、どのような形でされているのかが、我々としては把握しづらい部分かなと思いましたが。基本的に常駐しているメンバーがここに載っている32名と認識してはおりますが、それと別で運営委託しているスタッフもあり、我々も審査をする中で、人的な厚みとといいますか、把握しづらい部分があるかなと思ったのですが……。

そうですか、わかりました。では、この32名というのは、常に常駐されているという認識で把握しました。

飯島委員 もし説明をしていただいていたら申し訳ないのですが、4ページの指定管理施設の管理業務・経理状況説明書について、ほかの指定管理施設も同じ説明書と散見するのですが、ブランクのところがありますよね。例えば、収入だと、追加委託料（感染症）の平成29年度と平成30年度がブランク、支出だと、

備品購入費の令和2年度と令和3年度が空白、運営諸経費の平成29年度と平成30年度が空白となっています。この空白の意味がよくわからないのですが、何かルールがあるのですか。

五味都市計画課長 空白のところは、例えば、収入の追加委託料（感染症）ですが、これは令和元年度からコロナ対応ということで、それ以前はこの対応がなかったということで空白になっております。

備品購入ですが、こちらの平成29年度と平成30年度は、先ほども御質問があったのですが、かなりの備品をそろえたという中でコロナになって、そこまで備品が必要ないということで買っていないということでございます。

飯島委員 ありがとうございます。ということは、会計の処理なので、ないのであればゼロと書かなければおかしいと私は自然に思いました。だから、何か空白にする約束事があるのかなと伺ったのです。これはゼロにはいけないのですか。

五味都市計画課長 こちらについてゼロと書くのかどうかということなのですが、行政経営管理課のルールというか決まりで、こういう表現になっています。ゼロとは書かずに、空欄にすると聞いております。

飯島委員 わかりました。そういうルールになっているということですね。ゼロと書かなくていいと、むしろゼロと書くなということですか。

小林行政経営管理課長 行政経営管理課で資料の取りまとめを行っておりますが、委員御指摘のとおり、これにつきましては、一応、今、ルールとして空白という運用をしています。

今後は、見やすさとか的確性についても検討させていただきまして、ゼロの記載等につきましては、今後また検討させていただきたいと考えております。

飯島委員 繰り返しますが、ちょっと奇異な感じがします。ないのであれば、どうしてゼロとしないのかな。でも、そういうルールがあるという解釈なので、わかりました。

渡辺委員長 改めて、先ほど向山委員から質問がありまして、後ほどお答えすると申されましたプールサイドの熱さ及びクイーンビーズの料金の減免について、答えられますか。

五味都市計画課長 先ほどのプールの猛暑対策ですが、実は、コロナの関係で3年近くプールの営業をしていないのですが、その前は、日よけのテントやミスト扇風機を設置しました。あとはアイスアーリーナの製氷のときに出た氷を使うというような対策を取っております。

渡辺委員長 クイーンビーズの料金の減免については、何か。

五味都市計画課長 クイーンビーズの話ですが、平成30年までは減免をしていたのですが、令和元年以降は、クイーンビーズが使用していないということです。それまでは減免をしていたという内容になっています。

向山委員 平成30年までの減免の内容だけ確認させてください。

五味都市計画課長 金額ですが、クィーンビーズのほうは、施設利用料の半額で過去やっておりました。

先ほど、スケボーの話があったと思うのですが、ちょっと勘違いで、水があるクラフトタワーがあると思うのですが、あそこだけはスケボーが禁止になっています。あそこでよく見かけるのですが、あそこは禁止になっています。それ以外はスケボーを使えます。

向山委員 クラフトタワーが禁止なのは、小さいお子さんとかがいるからという認識でよろしいですか。

五味都市計画課長 そういった意味合いもあるのですが、実は、施設を破損、壊してしまうということで禁止ということにしております。

(山梨県富士北麓公園について)

向山委員 小瀬とも関わるところだと思うのですが、昭和61年11月に施設が整備されて、もう40年近くがたつ中で、今後の施設の、例えば、体育館も含めて施設をどの段階でどこまで使える、築何年ぐらいまで現状の施設のまま使っていくと県は考えているのか。今後の施設整備の方針についてお伺いしたいと思います。

五味都市計画課長 施設は随時工事を行っています。といいますのは、長寿命化計画を定めていまして、これに基づいて、要は施設を長らくもたせるということで随時改修工事を行って、施設をなるべく長くもたせるという工事を計画的に進めております。

向山委員 随時、長寿命化を行っているということですが、例えば、正式には何年か延びていると思うのですが、国体が10年後近くに来たときに、今の施設のままいく考えなのか。将来的に考えて、どういう考えでやっていくのでしょうか。このまま、ずっと長寿命化でいく考えですか。

渡辺委員長 向山委員、施設整備について、老朽化の修繕だとか、いつまで使うのかというところまではいいにしても、今後どういった施設整備をしていくのかという話は、指定管理からは外れるのかなと思うところであります。質問を変えてもらえればと思います。

向山委員 わかりました。文言を考えて、総括審査で質問します。

小瀬の場合はジムという形で使っていたと思うのですが、以前1回、北麓のウエイトトレーニング施設を見させてもらって、そこもかなりジムとして使えそうな施設でした。こちらのほうは、言い方が悪いのですが、そんなに力を入れていないのですか。こちらにはミズノは入っていないですもんね。その差はどういう状況になっていますか。

五味都市計画課長 ただいまの御質問ですが、こちらにもミズノは入っておりまして、やはりトレーニングルームもジムのような形で指導をやっていただいているという状況になります。

向山委員 そうすると、経理状況説明書のスポーツ振興業務、ここがさっき言ったミズ

ノとの契約ということによろしいですか。

五味都市計画課長 御指摘のとおりでございます。

向山委員 今年度の分は聞いていいのですか。令和4年度分。

渡辺委員長 令和3年度分までです。

向山委員 それでは大丈夫です。

最後に一点だけ、災害時の対応を確認したいのですが、富士山噴火があった場合は、この北麓公園はどういう場所になり得るのですか。富士山に近い場所なので災害の拠点になるのか。今、どういう位置づけになっていて、指定管理者とどういふ話になっているのか、そこを確認したいと思います。

五味都市計画課長 北麓公園ですが、防災活動を行う拠点にはなっております。ただ、噴火の状況によっては、当然、公園が使用できない状況があると思うので、その辺は噴火の状況を見てということにはなるのですが、位置づけとしては防災の活動拠点になって、いろいろな災害の支援活動などを行っていくことになっております。

向山委員 ありがとうございます。多分、いろいろな状況で変わってくるということですね。そこら辺はシミュレーションしながらやられていると思います。

最後と言いながら、8ページの管理体制で、先ほど小瀬スポーツ公園は32名とかなりの人数がおりましたが、こちらは5名で運営されているのですが、この差というのはどういうところで生まれているのでしょうか。

五味都市計画課長 1つには、金額というか、施設の規模というところもあると思いますが、北麓も、先ほど言いましたようにミズノに委託している部分がありますので、こちらで今の職員体制とあわせて対応をしているということで、適正に管理されていると私たちは確認しております。

志村委員 私からは、トイレのことをお聞きします。

利用者の主な意見にウッドストレートにトイレ、更衣室などがあればよいとありますが、これに対応するコメントがないように見えます。

現実的に、あの施設をざっと見ると、あそこにトイレと更衣室までは難しいのかなと思うのですが、これに対してはどういう対応をされたのかをお聞きしていますか。

五味都市計画課長 ウッドストレートにトイレというのは、実はなかなか難しいところがあります。ただ、近くにトイレがありますので、そちらを利用していただくように考えております。

志村委員 近くのトイレというのは、前の駐車場のところに外トイレがあって、建物の中にもトイレがありますが、駐車場との中のトイレが、いつそうなったのかわからないのですが、昔ながらのトイレで、虫がいっぱい飛んでいる。1つの便器は壊れたような感じでした。前に行ったときなので、年度をまたいでいますけれども……。

だから、この費用も、やっぱり富士北麓公園が小瀬スポーツ公園と違うのは、除雪とか冬期にかかる費用もありますし、政策提言でトイレのこともあったと

というお話もありましたけれども、もう少し利用者に快適に利用していただけるようなトイレにしていく必要があると感じているので、その辺のところを指定管理者に、もう少し声を寄せられていてもいいのかなと逆に思ったりしたのですが、管理者側としていかがですかね。

五味都市計画課長 ウッドストレートの近くにあるトイレですが、今後、先ほど言った長寿命化で改修を考えています。あと、清掃のほうも、その辺は指定管理者に話をさせていたいただきたいと思います。

今の状況を確認していないので、委員が御覧になったときと状況が変わっているかもしれないので、そこは改めて、こちらで確認させてください。

志村委員 寒いところに行くのと凍結防止の対策がされていたりするのですが、どうしても、水周りという言い方も変ですけど、トイレなので、そういうことでじめじめした感じがあったりとかするの、スポーツ施設なのであまりよくないかなと思います。

せっかくすばらしい富士北麓公園、球場も富士山に向かってホームランを打ちたくなるようなすばらしい球場だったりするので、そういう意味でも、トイレに関しては改修も予定されているということなので期待しています。いいトイレにしていただければと思います、よろしくお願ひしたいと思います。

乙黒委員 先ほどの小瀬スポーツ公園と同じように、何点か確認だけ。

こちら、感染症の収入というのは、先ほどの小瀬と同じように売上げ補填というような意味合いの収入になっているのか、お答えください。

五味都市計画課長 議員御指摘のとおり、主に補填ということで考えています。

乙黒委員 それで、こちら自主事業というのが令和3年で大きくふえたりしている中で、こちらの部分も、少しわかる範囲で提出できる資料をいただければと思いますが、よろしくお願ひします。

五味都市計画課長 小瀬と同様に、できる範囲で対応させていただきます。

渡辺委員長 ただいま乙黒委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 では、改めてお願ひいたします。

乙黒委員 最後に、管理体制の部分ですが、先ほど向山委員からも、5人、これが少ないかどうかわからないのですが、この5人体制というのは、こちら常時こちらにいるというような認識でよろしいですか。

五味都市計画課長 委員御指摘のとおり、常駐ということでやっております。

※ 山梨県立あゆみの家、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮【福祉保健部】、山梨県立やまなし地域づくり交流センター【県民生活部】関係

質疑

(山梨県立あゆみの家について)

向山委員 常任委員会等でも、令和3年度、令和4年度にスタートするときにも話が出ている部分だと思うのですが、特別委員会ということで確認させていただきたいと思います。

あゆみの家は、令和3年度から民間移譲の予定であったと思いますけれども、民間移譲までの経緯と民間移譲に至らなかった要因という部分を確認させていただきます。

山本障害福祉課長 あゆみの家については、民間へ移譲するという方針をもとに、令和2年7月に公募、同年9月に再公募を実施しましたが、当時の指定管理者を含めて応募がなかった状況でございます。譲渡先として想定した前指定管理者の蒼溪会につきましては、金銭的な理由から購入が難しいということで、折り合いがつかなかったとお聞きしております。

再々公募について検討をしましたが、譲渡が難しいという状況があったため、指定管理者制度による運営を継続する方向で引受先事業者を探し、同年12月末に山梨県手をつなぐ親の会から指定管理を引き受けたいという旨の意向が示され、同法人を候補者として指定管理に至った次第でございます。

向山委員 長年請け負っていただいた蒼溪会が請けるのが一番いい形だったと思うのですが、そうした形でもう一度指定管理、また、別事業者ということで今回スタートして、令和3年から1年が経過したと承知をしていますが、指定管理は1年契約になっていますけれども、令和5年度以降、こういった形にするのか確認したいと思います。

山本障害福祉課長 令和3年度におきましては、そういう形で民間移譲できなかったということでございますが、令和4年度におきましては、指定管理とできたところです。

民間移譲の件も模索はしていくのですが、とりあえずのところ、施設を回すことを最優先といたしまして、当分の間、指定管理を続けていきたいと思っております。

向山委員 ほかの施設もやっただいて山梨県手をつなぐ親の会が指定管理ということでお話を聞いていますと、利用者が全部移ってしまい、大変な中でのスタートだと思いますし、職員の皆さんも、また一からスタートしていると思いますので、そこが安定したうえで譲渡があるのかなと思うのですが、蒼溪会の話の聞くと、箱物と土地の部分で、土地は病院機構が持っているというところで、なかなか金額的に賃貸にならざるを得ず、それを売却して一括でできないところがネックだったと聞き及んでいます。そこら辺を今後どう整理していくのか、引き続き、病院機構とのやり取りの中で施設運営をするのか、そこはどうかお考えでしょうか。

山本障害福祉課長 土地の問題ということで、当然、鑑定を行いまして、当の法人には示したわけでございますが、蒼溪会におきましては、近隣の土地で安いところが見つかったということで、そちらのほうにお移りになりました。

今後、民間移譲におきましては、周囲の状況等を鑑みながら検討していきたい

いと思っております。

向山委員 今、この施設自体、土地は病院機構に払いながら運営しているようなイメージなのですか。

山本障害福祉課長 現在も状況は変わっておりません。病院機構の土地でございます。

向山委員 承知しました。

この状況の中で、民間移譲から変わった中で、新しい事業者が運営していますが、実際に、令和3年度から大変だったところ、この文面を見ただけでも簡単な部分でわかる部分があるのですが、実際に今利用者さんが少ないこと以外に、指定管理者から、実際にこういう部分が大変だとか、こういうところで苦労しているということ、具体的な部分で幾つかお伺いしたいと思います。

山本障害福祉課長 委員御指摘のとおり、やはりゼロからのスタートということで、新規の職員も一から探さなければいけない。それから、前回のノウハウがございませんので、普通は、前指定管理者がいて、職員、利用者等も引き継がれるわけですが、今回はそれがありませんので、そういったノウハウもそうですし、職員数の問題もそうですし、それから、利用者確保するというところで大変な苦労をされたと思っております。

それから、引き継がれた施設ということで勝手も違うと思しますので、そういったところで、いろいろな修繕をするなどかなり苦労をしたとお聞きしております。

向山委員 そんな中で、県としてはどういったフォローをされたのでしょうか。県が直接職員を送って事務をしたのかとか、どういう形で直接的なフォローをしたのかというところを確認します。

山本障害福祉課長 職員を探すというところで、県では職員の一部を探すということをしていただきました。

向山委員 職員が直接は施設の中には入っていないところを確認いたしました。

数字的な確認ですが、令和3年度からは施設利用料のほかに、県としての指定管理委託料2,300万円余りが収入として計上されていますが、この経過についてお伺いします。

山本障害福祉課長 今回、委託料等の予算化をしております。通常、職員も利用者も引き継がれるといったところでは、既に4月から収入が発生するわけでありまして。そうすると、管理委託料は発生しない場合があるのでございますが、今回、4月についてはゼロからのスタートでございますので、施設が完全に回り着くまでは、定員も制限させていただきましたし、事業費も制限させていただきました。そういう中で、11月まで定員を制限させていただいて、事業が回り着くといったところまでかかる費用、やはり初期にかかる費用がありますので、そういった部分を県では委託料という形で支出をさせていただきました。

向山委員 この金額の算定根拠をお伺いします。

山本障害福祉課長 金額の根拠でございますが、かなり細くなってしまうので、大まかに説明させていただきます。

あゆみの家につきましては、事業は、生活訓練サービス、宿泊型自立サービス業、短期入所ということで、この3つの事業をやっています。生活訓練サービス事業につきましては、定員が20名のところ10名、宿泊型自立訓練サービスにつきましても、定員20名のところを10名にしております。本当は、その差額、10名分で生み出される収入が計算されるわけですが、それに人件費や食事代、それから施設の使用というような形で積算をしまして、その積み重ねが収支差額という形で2,300万円ほどになりましたので、これは、普通であれば、当初から20名で動き出せば黒字になるところを、10名足りない、10名で定員をスタートさせるということで収支差額が生まれてきますので、赤字の部分の補填というような形で2,300万円ほどの委託料を支出したという状況でございます。

向山委員 承知しました。半分程度の部分のところを補填したと。これが、実際の40名になるのは、どこを目標にされているのでしょうか。

山本障害福祉課長 令和3年度につきましては、委託料という形で支出させていただきましたけれども、令和4年度からは委託料は発生しておりません。ゼロの形で努力していただいて、令和4年度から回していただくということになっております。

向山委員 最後に、今、入所されている方は、こういった障害がある方が入所されているのか。重度、軽度でいくと、どの程度のレベルの方かをお伺いします。

山本障害福祉課長 あゆみの家につきましては、精神に障害のある方の社会復帰のお手伝いをさせていただいている事業所になります。

程度につきましては、これから社会に復帰しようということでもありますので、重度というよりは中度から軽度という形になるかと思えます。中には、そこから社会復帰して、グループホームだとか、その他職場復帰をする方もいらっしゃるということでございます。

志村委員 私も少しお聞きします。

民間譲渡公募、再公募され、手を挙げていただけるところがなかった。指定管理で、手をつなぐ親の会にお願いをしたという大まかな経緯は、私もお聞きをしました。

お伺いしたいのは、蒼溪会は別に自前の施設を持っていて、それまであゆみの家を利用していた方をどれくらい受け入れているのか、県で把握していますか。

山本障害福祉課長 それまで20名の定員で20名の方がいらっしゃったわけですが、それはすべて蒼溪会で引き受けていただいております。

志村委員 その当時、うちのほうからも利用されている方が御相談に来られて、今度指定管理者が代わると。それに関しては、利用料の問題とか、生活が非常に厳しい中で、なかなか難しい選択を迫られているということをお聞きしました。県の施設があることで、何とか精神に障害のある方の御家族の方が、もちろん本人もそうですけれども、親御さんも年を取る中で、生活を何とかやっていけるという部分で、施設の存在がそういう方々の福祉につながっているということを、そのときに改めて実感しました。だからといって、蒼溪会がどうこうということではなく、条件が折り合わなくてお引き受けいただけなかった。一方、あゆみの家を今もこうやって残していただいて、手をつなぐ親の会が、み

ずから御努力されて、こうやって利用者を受入れて、施設運営をやっていると、それでも大変だと思います。

一方で、それまでの利用者さんを連れていったと言い過ぎかもしれませんが、そちらはそちらで、今度民間の事業者さんとして受け入れて支援をしてくださっているということなので、そのすみ分けというか、やっぱりあゆみの家はあゆみの家で、県立の施設として指定管理者にお願いをして、これからは当面は指定管理でいくということになると、どのように利用者の方に安心して使っていただくか。やはり施設の管理者が代わる、あるいは移転するからそちらに来てくれということで不安になることがないのが県立施設の意義でもあるかなと思います。

昨年1年やってみて、また令和4年度からは委託料の部分をなしにしていますとかというところもありましたけれども、一番重要なのは、精神に障害のある本人や御家族が安心して生活していけることだと思うので、その辺の考え方をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

山本障害福祉課長 委員御指摘のように、指定管理者、事業者が代わるということにつきましては、それまで入所されていた利用者さん、それから御家族にとっては、大変劇的に変わってしまうという話になって、とても不安になると思います。

今まであゆみの家で、蒼溪会がやっていた継続性という部分で、利用者さん一人一人に考えをお聞きしながら移行したとは思われるのですが、その際には、やはりそういったいつも手当てをしてくれる施設の職員の方、その雰囲気だとか、そういったものを大事にされているとお聞きしました。そういった面もあって、そこにいた方を強引に連れていったというよりは、スムーズに移行ができたということをお聞きしております。

令和3年度、新たに指定管理者になった手をつなぐ親の会の皆さんにつきましては、ゼロからのスタートということで、同じく新しい利用者さん、新しい御家族、新しい職員という形で信頼関係を構築するところはかなり御苦労されたと思いますし、何しろ、そこで生活をし、訓練をし、また育っていくということを考えると、そういった信頼関係を構築して、住みやすい、訓練しやすい場をつくっていくというのがかなり重要ではないかと思っております。

20名の定員で利用者さんが暮らしていくわけですので、安心して安全にといったところは最優先されるべきですし、当然ながら、多くの施設を運営している手をつなぐ親の会については、そういったところはもうわかって進めていただけると考えております。

志村委員

承知しました。よろしく申し上げます。

あと1点、県も公共施設をたくさん抱えていて、行政経営管理課になるかもしれませんが、こういった福祉関係の施設に関しても、長寿命化なり、いずれ民間譲渡も含めて、全体の公共施設をダウンサイジングしていくという考え方も当然あるかと思えます。

一方で、障害福祉の観点では、最低1つは県立施設が必要という考え方があろうなと思えますので、そういうところは内部で、当然公共施設の総合管理計画とか長寿命化計画とか、10年、20年くらいの、もう少し長期的な観点で、施設の位置づけとか必要性とか、さらに行政でやることなので単に効率化ということだけではない観点からも、県民福祉のための施設をどうしていくかというところを、よく議論していただいて、私たちも提起をしていきたいと思えますけれども、その点についてのお考えを伺ってもいいでしょうか。お願いします。

小林行政経営管理課長 委員御指摘のとおりでございます。私ども行政経営管理課におきましては、指定管理施設以外にもさまざまな公共施設の運用のあり方、そういった制度の所管をしております。こういったものをしっかり庁内に伝達する中で、適切な管理のあり方をしっかり共有していく必要があると考えております。

今、お話のございました長寿命化計画、これは同じ総務部の資産活用課でやっております。そういったところで、日ごろからしっかりと連携を取りながら、ただ指定管理だけにこだわるということではなく、その施設特有の、効率だけではなくて、まさに利用者さんにとってどういう形がいいのか、それを総合的にしっかりと検討して、最適な施設管理の方策を今後しっかりと検討していければと考えております。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮について)

志村委員 9ページの管理体制についてお聞きします。ここは一応リハをして社会復帰するというイメージで捉えていますが、100人からのいろいろな利用者さんがいますけれども、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は1名ずつになっているのですが、これは何か設置の基準とかがあるのですか。特にそういうことはなく1名ずつ置いているということですか。

山本障害福祉課長 委員御指摘のとおりで、基準で1名置けばいいということになっております。

志村委員 実際には充足していると考えていいのですか。毎日のように1人で何人もの方を見ているということになるのか、時間を決めてリハとかもやっているのかなと思うのですけれども、足りているのですか。

山本障害福祉課長 施設の利用者さんも多ございますから、集中すると1人の作業療法士、理学療法士に重点がいつてしまいますので、時間をある程度ずらしながら、負担が一気にかからないようにやっております。

志村委員 わかりました。利用者の方というのは、何か平均ということもないのでしょうか。うけれども、大体どのくらいの期間利用されて、あるいは社会復帰というか、地域生活に行けているのかという、その辺の実績的な、統計的なものはあるのでしょうか。

山本障害福祉課長 手元にそれを示すような統計のデータがありませんので、また後日、お示ししたいと思います。よろしく申し上げます。

渡辺委員長 委員各位に申し上げます。ただいま志村委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 執行部に申し上げます。ただいま志村委員から要求のありました資料につきまして、資料作成がいつまでにできるか伺います。

山本障害福祉課長 手元にないということですので、数時間いただければ数字を確認してお届けできると思います。

渡辺委員長 本日中に提出をよろしく願います。

山本障害福祉課長 了解いたしました。

志村委員 大変お手数をおかけします。

こうした施設ですので、ここでリハを受けて、また日常生活、あるいは社会生活への復帰が達成されていることがわかるようなイメージで、この施設の意義というか、利用目的、設置目的が私たちにも理解できるようにとっていますので、よろしく願います。

(山梨県立やまなし地域づくり交流センターについて)

向山委員 まず単純な質問ですけれども、収支差額のマイナスになった分はどうやって補填するのでしょうか。

望月県民生活総務課長 収支で赤字になった分につきましては、指定管理者の負担になります。

向山委員 それでは、翌年の指定管理料などで補填ではなく、指定管理者が負担するのですね。わかりました。

これを見ると、評価で貸室の利用率が予定よりも下回ったということですが、3ページの目標値の設定方法を見ると、令和3年度は4,000人の目標で、利用者合計が5,748人、この数字だけを見ると目標値を上回っているように見えるのですが、これはどういうことでしょうか。

望月県民生活総務課長 利用者数につきましては、目標値4,000人に対しまして、5,478人の利用がありましたので、目標値は上回っているという状況になっております。

向山委員 今、課長さんがおっしゃっていただいたとおりで、100%を上回っています。けれども、6ページの収支状況で貸室の利用率が計画どおりにいかなかったというのは、100%を上回っているのに計画どおりにいないのですか。これはどういうことでしょうか。その部分をお伺いしています。

望月県民生活総務課長 利用者については目標値を上回ったのですが、貸館業務、会議室とか多目的ホールを貸す業務が少なかったということになります。

向山委員 借りる人は多かったけど、貸室業務が減ったという、そこがわからないのですが。

望月県民生活総務課長 センターを利用する方というのは、部屋を借りて利用する方だけではなく、コワーキングスペースとか、あるいはセミナーとかで利用する方もいますので、そういう方は多かったということになります。

向山委員 貸会議室利用者が4,533人いるから、そもそもこれで4,000人を超えているから……、まあいいか、わかりました。

そもそもの目標設定が合っていたのかどうか、そこはどうなのかということです。コロナのことも踏まえたのであれば、もう少し指定管理料も含めて、より指定管理者に委託料を上げたほうがよかったのではないかなと思うのですが、そこら辺は、設定の部分についてはいかがでしょう。

望月県民生活総務課長 利用者数の目標設定につきましては、令和6年度末までに、年間5,000人から6,000人ずつ利用者をふやしていくことで設定をさせていただきます。

今のセンターの前の旧ボランティアセンターで、利用者数の平均が大体2万3,000人ほどおりましたので、それを令和6年度に達成するために、4,000人から8,000人とか6,000人とかふやしていって、令和6年度に2万3,000人になるような設定をしております。

向山委員 わかりました。

自主事業について確認ですけれども、昨年度は、2事業を予定して1事業だけ実施ということでしょうか。

望月県民生活総務課長 令和3年度につきましては4事業をやっております、まずイベントが2事業、それから駐車場の収入、それから貸出品の収入という4つを行っております。

向山委員 承知しました。5ページの事業運営にある、楽しい時間だった、山梨で頑張っていこうと再確認したとか、こういうのは自主事業の感想ということでしょうか。

望月県民生活総務課長 この利用者の主な意見は、自主事業に対するというよりも、センターの利用者の意見ということになります。

向山委員 多分、自主事業ではなくて、何かしら移住者の方のイベントがあったということですね、わかりました。

この中で一番気になるのが、駐車場不足に対応して近隣に用意してほしいということで、これは当初から懸念されていて、自分も担当委員会だったこともあって駐車場不足を何とか対応してほしいということを言っていたのですが、どのように対応されていますでしょうか。

望月県民生活総務課長 委員御指摘のとおり、このセンターはもともと駐車場が少ないということだったのですが、開所した後、地下1階に18台分のスペースがございます。ただ、会議室の利用等が重なると満車状態になってしまうということで、そうした場合は近隣のコインパーキングの利用をお願いしております。また、毎日ツイッターで翌日の会議室の空き状況等の情報を提供しておりますけれども、その際に、駐車の数に限りがある、それから、大人数で利用する際には乗り合わせに御協力をいただきたいというアナウンスをさせていただいております。

向山委員 その際にも言いましたが、近隣のコインパーキングもあるのですが、近くに甲府市役所があるので、庁舎の開庁時間内だとなかなか難しいのですが、貸し会議室を使うのは結構夜間に重なる部分が多いと思うので、そういうときは、例えば、甲府市役所と連携してやったらどうかという提案をしたのですが、そこら辺はどのように検討されましたでしょうか。

望月県民生活総務課長 センターを利用する方には波がありまして、一定のところをお借りするということもなかなか難しいというところもありましたが、そこはまた、申し訳ありません、今後検討していきたいと考えております。

向山委員 以前、常任委員会でも提案させていただいたのですが、甲府市とやり取りした経過はありますか。

望月県民生活総務課長 確認してみないとわからないのですが、私の知る限りでは、していないのではないかと考えております。

向山委員 甲府市役所の駐車場は歩いてすぐですし、そのときも言ったのですが、指定管理者自身が甲府市総合市民会館の指定管理者でもあって、甲府市とも関係のある事業者ですので、そこら辺で連携をしてほしいと言ったので、当時どのようなやり取りがあったかも含めて、また調べていただいて、御回答いただきたいと思います。

望月県民生活総務課長 当時の状況を確認して、また資料を出ささせていただきたいと思います。

渡辺委員長 委員各位に申し上げます。ただいま向山委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 では、改めて伺います。いつまでに資料を用意できますか。

望月県民生活総務課長 大変申し訳ございませんが、今週中まででお願いできればと思います。

渡辺委員長 では今週中に御提出お願いします。

志村委員 地域づくり交流センターはコロナ禍の中でオープンして、令和3年度は大変だったと思いますけれども、とてもいい施設になっていると、私は個人的に感じています。いい施設になったのですが、エミフルという愛称が、今のところ全然知られていない。そもそも愛称があったのかという感じです。せっかくなので、例えば、別にありますけどびゅあみみたいなのが、びゅあは大分通っています。やまなし地域づくり交流センターは長いですし、エミフルというのを早く浸透していただけたらと思いますが、その辺についてはどうしていきますか。

望月県民生活総務課長 委員御指摘のとおり、愛称エミフルというのがありますが、今は、まず、やまなし地域づくり交流センター自体が、まだ浸透していないということもあります。今、CMとかでも、やまなし地域づくり交流センターというのを前面に押し出して、とにかくそこを知ってもらうこと。それとあわせて、エミフルもやっていきたいと思います。今、エミフルといっても、委員御指摘のとおり、何だそれというところがありますので、とにかく交流センターのほうを知ってもらいたいと考えております。

志村委員 わかりました。

それで、コンパクトな施設になって、コワーキングスペースも含めて、小さい貸館、会議室等、私も何度か利用させていただきました。先ほどお話にあった、入館者はともかく、有料施設稼働率が目標に達しなかったということで、コロナの影響もあると思うのですが、やはり、ここを上げていくということが必要なことだと思います。

それで、今、利用の予約の開始が3カ月前からということですが、大抵の県立施設とか市町村の公共施設は半年前から予約できます。いろいろなイベントを打つときに3カ月前というのは、広報、あるいは募集をかけるという時期なので、ちょっと遅いのかなという感じがしています。指定管理者でどのような把握をされているのかと思うのですが、コンパクトで小さな規模の会議室が多いので、そういう意味では3カ月前でもいいのかなと思っているのかもしれませんが、そうはいつでも、例えば、県立図書館とか甲府市総合市民会館は利用予約が半年前です。その辺は何か課題とか、どうしてこうというところがありますか。

望月県民生活総務課長 委員の御指摘がありましたけれども、やはり少しコンパクトな施設になりますので、今のところは、3カ月前からが妥当かなと考えております。

志村委員 わかりました。また利用の状況などを見ながら、私も向山委員と同じで総務委員会だったので、利用者の方のお声を聞いて、よりよい地域づくり交流センターにしていくということを何度もお聞きしているのですが、旧ボランティアセンターだったときに利用していた方、要するに、今の利用者の声も大事なのですが、利用していた方が求めていたことも、この地域づくり交流センターを建設する、再整備するときに、そこもしっかり受けとめられるようないいセンターにしてほしいということも申し上げてきたのですが、以前は利用していたけど、今は利用しなくなっているという可能性があるとする、その声は拾えないことになります。だから、ほかのところに行っている可能性もありますし、利用自体、あるいは活動自体が終わっているという可能性もあります。地域づくり交流センターを整備した以上は、広く県民の方々のニーズに応えられるような場にしていただきたいというのがあります。その一つの例を挙げれば、以前のボランティアセンターには印刷機がありました。有料で、1枚幾らで印刷できる。市民活動とか地域活動をするには、DXとかデジタル化の時代ではありませんけれども、紙媒体での情報のやり取りというのもニーズが多く、コピー機は設置していただいているのでコピーはできます。けれども、コピーというのは1枚大体10円とかで、それを100枚とか1,000枚という結構な出費になってしまうので、印刷機は非常に助かっていたというお声を何件かいただいています。

これを整備するときにも、印刷機を何とかできないのかなというお話もしたのですが、ボランティア・NPOセンターではそういうこともやらないし、できるとすれば、地域づくり交流センターだと思うのですが、そういう一例をとってみても、やはり今利用している方たちにとっての確かにニーズというものもあるのですが、こうなったことによって利用しなくなったというニーズもきっとあると思います。

だから、そういう意味で、年間の入館者、有料施設稼働率も含めて、利用者を5,000人、10,000人と倍々にしていくためにも、いろんなニーズに応えられるようなセンターであってほしいと思うのですが、御見解をいただければと思います。

望月県民生活総務課長 利用しなくなってしまった人の声を拾うというのはなかなか難しいかもしれませんが、利用していただいた方には、きちんとアンケートでその状況を把握していますので、利用していただける方の御意見等をよく聞いて、今後の運営に生かしてまいりたいと思っております。

志村委員 お願いしますと言いたいところですけど、利用している人の声だけ聞いてい

ては駄目だと思います。私が言いたいのは、あそこを利用しようと思って来る人は、いろいろなことを利用した感想とかも述べてくれると思うのです。そこに求めているものは、利用したいとか、こういうものがあつたらそこに行って、その場で交流したいな、活動したいなという方もいるので、くどくなつて申し訳ないのですが、今、現に利用している方以外の県民のニーズというのを受けとめられる地域づくり交流センターに随時して行ってほしいと思いますので、そののところです。

望月県民生活総務課長 大変失礼いたしました。センターの魅力を広くPRさせていただいて、1人でも多くの県民が利用していただけるような体制を取っていきたいと考えております。

乙黒委員 確かにコロナ禍でのオープンでいろいろ苦勞されているということは察しております。

4ページの自主事業に関して、大分収入と支出のバランスが悪くなつてしまつていますが、この辺は、何か詳細な部分がわかれば教えていただけますでしょうか。

望月県民生活総務課長 自主事業につきましては、先ほどもイベント2件と申し上げましたけれども、要は参加者から参加料等を取らずにやっております。それは、自主事業、指定管理者のCSR活動と、企業の社会的責任の活動という中でやっておりますので、収入がなくてやっているとということで、実際の収入は少なくなつていくということになります。

乙黒委員 こうやって委託した先でしっかりと社会貢献を考えてイベントをやつてくれているという部分を、もう少しオープンにしていかないと、我々も、こういうところに委託をするメリットとして評価するポイントになると思います。これだと、単純に、何かもうけることが主眼に置かれての事業じゃないということがわからないですし、単純にコロナで予定していたよりも人が集まらないので失敗したのかなとしか、データからでは伝わってきません。委託先で考えてやつていくということがあれば、そういう部分も評価の中に文言に入れて、そういう部分を出していただきたいと思います。

もう一点、管理体制で、こちら常駐でやられている方が8名という認識でよろしいのか、それだけお伺いします。

望月県民生活総務課長 8人が常駐をしております。ただ、毎日常駐しているわけではなくて、午前9時から午後9時までやっておりますので、8人が交代制で勤務をしているという形になります。

乙黒委員 ちなみに、ほかの仕事もしながら、兼任というような部分もあるのですか。

望月県民生活総務課長 ほかの仕事はしないで、ここの専任の職員ということになります。

※ 山梨県緑が丘スポーツ公園、山梨県立八代射撃場、(公財)山梨県スポーツ協会【スポーツ振興局】関係

質疑

(山梨県緑が丘スポーツ公園について)

鷹野委員

素朴な確認でございますけれども、スポーツ公園ということで、都市公園の位置づけになっているかと思えます。午前中に説明いただいた小瀬スポーツ公園や富士北麓公園は県土整備部が所管しており、これらは都市公園ということで理解するのですが、緑が丘スポーツ公園は所管がスポーツ振興局になっていると理解しておりますが、その経緯等がありましたら御説明いただきたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 都市公園につきましては、県営総合運動場等の管理委任についてということで、県知事、県土整備部から管理の委任を受けております。その中に、緑が丘のスポーツ公園が入っております。都市公園及び運動場について、効果的な利用を図るために管理を教育委員会に委任したという経緯がございます。教育委員会の所管だったものが、スポーツ振興局になっております。

鷹野委員

経緯があり、教育委員会からの引き継ぎで、スポーツ振興局ということはわかるのですが……、このことについては、また質問する機会があると思えますので、そのときにお伺いしたいと思っております。

あえてスポーツ振興局という、改めてスポーツの振興をつかさどる局が出ておりますので、その辺、今まで議論があったのか、なかったのかも含めて、参考までに教えていただきたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 都市公園で、効果的な運営を図るために教育委員会に委任されたスポーツ公園につきましては、今後、スポーツ振興をより一層図っていくことといたしまして、スポーツ振興局に所管が移ったものと承知しております。

鷹野委員

そのことは、先ほどの説明で理解しております。その上でスポーツ振興局としては、ある意味総合的にスポーツ振興をつかさどるのであれば、ほかの部局が行っている所管案件について、私は、本来であれば一元管理するほうがよいと思っておりますので、そういう議論があったのかどうかをお聞きしたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 スポーツ施設の一元管理等につきましては、今、庁内で検討しているところでございます。

鷹野委員

わかりました。

笠井委員

コロナになって、本当に、民間企業では売上がない、注文がないという中で大変な思いをしていたということは、午前中にもお話ししました。その中で、入場者がいない間に何かできること云々ということと、そのときは何もしていないということでしたが、4ページのところで持続化給付金とあり、やっぱり雇用の維持にすごく苦勞して、国の制度としての持続化給付金を当てにしている、午前中見たところには、それが入っていなかったの、スポーツ協会全体で聞こうと思っていました。これを見ると、令和2年度に10万1,504円ほど収入のところ、持続化給付金が入っています。

午前中に聞いた中では、追加の委託料とかが、感染症に関する補填として渡されているということでした。それで持続化給付金の申請はしていないのかなと思ったのですが、ここには入っています。持続化給付金を申請するのであれば、もっと仕事がない状況で国の制度を利用してもいいのではないかと私は思いましたが、令和2年度に10万円余ですから、一人分くらいの申請があって、あとはないというのはどういうことなのか、教えていただければと思います。

渡辺スポーツ振興課長 4ページの令和2年度の持続化給付金についてお答えします。

令和2年度におきまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用収入が減となったことを受けまして、指定管理者から直接国へ給付金の申請をしたものでございます。

これは、法人単位の申請となるため、県スポーツ協会から申請をいたしまして、各施設の利用収入に応じて各施設に按分したと承知しております。

令和3年度については、売上等も申請条件を満たさなかったために申請をしていないと承知しております。

笠井委員

ごめんなさい。今、質問しながら、私、雇用調整助成金と間違えました。この持続化給付金を勘違いしていました。

持続化給付金は、売上が落ちたときの補填でしたね。わかりました。その申請を施設として利用したということで、承知いたしました。

向山委員

これもことしの総務委員会中で出ていた話ですけれども、自民党の政調会でもスポーツ協会からいろいろな聞き取りをさせていただく中で、緑が丘スポーツ公園の冷暖房に関しての検討をしていただきたいという話がありましたが、ここは特別委員会なので、改めてお伺いします。

この暑い猛暑を過ごす中で冷暖房はすごく重要だと思うのですが、そこについての取り組みは、どのように行われていますでしょうか。

渡辺スポーツ振興課長 委員御指摘の冷暖房の整備につきまして、まず、猛暑対策ということで、施設利用者には熱中症の予防となるように、指定管理者で窓の開放とか換気等を行っている聞いております。

指定管理者からは、ほかにも修繕要望が出ているわけですけれども、そういったものは、冷暖房費も含めて利用者サービスの観点等から優先順位をつけて修繕を実施していくものと承知しております。

屋上防水や外壁塗装、それから冷暖房施設の設置などの大規模な修繕につきましては、県土整備部におきまして、長寿命化計画を策定しており、大規模な修繕について計画的に実施していると承知しております。

向山委員

そうですね。スポーツ振興局の部分と県土整備部の部分があるので、そこは難しいところです。もし冷暖房を設置することになれば、県土整備部でやると思うのですが、昭和39年の施設ということで、60年近くたっている、なかなか古い施設になってきていると思います。そこについて利用者、特に関東大会とか小中学校、中学のバスケットなどをやるたびに、冷暖房がないというのは、すごくネックで、何年か前にやったときは、大型の扇風機を入れて冷やしてもらったということもありました。これだけの猛暑で、なおかつ緑が丘を使うときには、利用団体に対して何かサポートとか補助とかはあるのですか。

渡辺スポーツ振興課長 利用団体に対する、猛暑などのサポートや補助等については、現状ございませんが、そのときの状況に応じて、指定管理者で大型扇風機による

換気などで対応するとともに、利用者の皆様には熱中症に留意してくださいということで注意喚起を行うなど、運用で適切に対応していると承知しております。

向山委員 承知しました。これだけの暑い夏を迎えていますので、状況に応じて指定管理者とも相談をした上で、利用者の皆さんになるべく負担感がないような形で、特に大会などがあるときですけれども、ぜひ、スポーツ振興局としてもサポートしていただきたいと思います。
プールについても確認したいのですが、今、プールについては、今後も改修とかの予定は全くないのですか。

渡辺スポーツ振興課長 プールにつきましては、当面、予定している改修計画はございません。

向山委員 利用者からの改善要望について、協会はもちろんあるのですが、利用者からの改善要望を何か把握している部分がありますか。

渡辺スポーツ振興課長 利用者からは、プールに関するものではありませんが、ネットでの予約ができるかという意見がございます。

向山委員 老朽化していることも含めてですけれども、施設面で何かもっと県としてこうやってほしいとか、こういう施設を直してほしいというような要望を把握していることはありますか。

渡辺スポーツ振興課長 屋内プールにつきましては、蒸気の配管等がむき出しになっているところがございまして、その見た目の話ですとか、さびている感じがございまして、そこについて御指摘をいただくことはあろうかと思うのですが、特に、こちらに声は届いておりませんが、改修できるかどうかや、どういった対応が必要かということ、今、検討しているところでございます。

向山委員 わかりました。また、いろいろとまとめてお伺いしたいと思います。
総括審査でお伺いする部分について確認したいのですが、今、甲府市へ体育館の移譲の話は、何か定期的に協議する場を設けているのでしょうか。なければ、直近では、いつどのような話をしているのか、そこをお伺いします。

渡辺スポーツ振興課長 甲府市への移譲につきましては、県土整備部が窓口となっております。協議を行っているという聞いております。

向山委員 そうすると、ここだと質問できませんね……。わかりました。
県土整備部に確認をして、ここで回答をもらうことは可能ですか。

渡辺スポーツ振興課長 先ほど、県土整備部が窓口となって協議をしていると御説明いたしましたけれども、いつ協議をしたかということにつきましては、直近では令和4年2月に行ったと聞いております。

(山梨県立八代射撃場について)

鷹野委員 9ページの利用者アンケートでありますけれども、利用者が全部で729名ということですが、アンケートに属性が分類されると思いますので、この辺の詳細なデータがありましたらお教えいただきたいと思います。もしくは資料提

供をお願いしたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 今、手元にございませんで、後日、資料を提出いたします。

渡辺委員長 委員各位に申し上げます。ただいま、鷹野委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 改めて伺います。執行部に申し上げます。ただいま、鷹野委員からの要求がありました資料につきまして、資料作成がいつまでにできるのか、お伺いします。

渡辺スポーツ振興課長 次回の部局審査までには御用意したいと思っております。

渡辺委員長 よろしく申し上げます。

志村委員 スポーツ施設もいろいろありますけれども、利用者数で施設の稼働率といえますか、施設の利用状況で施設の判断をしていくというのは、実はなかなか難しい面もあると感じています。

八代射撃場については、スポーツ協会も大変御苦労されていて、施設も大分古くなっていますし、いろいろな部分で細かな改修等もお願いしてきた経過もあります。ビームのところに小さい換気扇をつけていただき、コロナ対策も行う中で、実はライフル射撃の競技人口は少ないながらも減ってはいなくて、国体等も含めて、地元の笛吹高校も甲府城西高校もライフル射撃に力を入れてやってくさっています。将来に向けて選手の育成をしていくという部分では、八代射撃場の設備をきちんとしていく必要があると私は感じています。

その中で、エアーの射場の屋根の改修ということもお聞きをした記憶があるのですが、具体的な内容とかスケジュールを参考に教えていただきたいと思えます。

渡辺スポーツ振興課長 エアーライフルの射場の屋根の改修につきましては、多額の経費を要することから、なかなかすぐには対応できない状況でございます。

費用や効果を検討しながら、研究していきたいと思っております。

志村委員 調査というか、何か委託に出す予定がありませんでしたか。

渡辺スポーツ振興課長 確認をいたしまして追って御回答いたしますので、お時間をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

渡辺委員長 それは、後ほどお答えください。

志村委員 ライフル射撃も競技のレギュレーションなどがいろいろと変わってきて、エアーは、屋内施設で、10メートルのエアーで、電子標的をとということになってきて、国体なんか電子標的じゃないとできない。

先般もインターハイ予選がありましたけれども、紙の標的が戻ってくるときにどきどきしながら待つのもいいのですが、電子標的では一斉に結果が表示される。これは、私は前にも言いましたけど、他県の射撃場を見にいても、電

子標的になっているところは利用環境もよくて、利用者もふえている。都内でライフル射撃をやっている方々のお話を聞いても、八代の立地は非常にいいと。だから、電子標的が整備されれば、合宿とかの利用も含めて、ぜひ来たいというようなお声も聞いています。電子標的を一遍に入れるのは無理だと思いますし、39射座あるので、最低10射座ずつくらい計画的に整備していくくらいの長寿命化計画はありますけれども、県立の八代射撃場は、もう少し、そういう意味で施設整備をする中で利用者をふやしていくという考え方に切り替えていっていただきたいと思います。これは総括審査でもお聞きしたいと思っているので、今の時点でお答えできることがあればお願いしたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 電子標的の設置に関しましても多額の経費がかかってしまいますことから、緊急性や必要性とか利用者ニーズを総合的に判断して対応してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

志村委員 利用者ニーズということであれば、協会としても、2019年に県に要望を出していますので、その辺も踏まえていただいて、ぜひお願いしたい。

ビームライフルがライフル射撃の窓口というかファーストステップとして、高校生も含めてやっていただいている、高校になって初めてライフルを持つ、ビームライフルを持つというお子さんが多いです。多いのですが、そこから競技の楽しさや意義を感じて、将来エアーに移っていただく。これが競技としてのライフル射撃と、それから猟友会も含めて、狩猟にも効果的ということもありますので、広い意味でのスポーツ振興も含めてですけれども、ライフル射撃のある八代射撃場の整備は、よくよくスポーツ協会にも管理をお願いしていますけれども、射場の整備ということが、まず利用促進の第一番だと思いますので、そここのところを改めて検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡辺スポーツ振興課長 委員御指摘のとおり、高校生にビームライフルから入っていただいて、エアーで競技、それから狩猟、そういった効果も認識いたしまして、今後、検討して対応してまいりたいと思っております。

先ほどの志村委員からのエアーライフルの射場の屋根工事につきまして確認が取れましたので、発言をさせていただきます。

令和4年度、営繕課が長寿命化工事として実施をするということで、屋根の塗装工事を実施するというございます。

工期につきましては、7月末から11月末までと聞いております。

志村委員 ありがとうございます。今の話はビームの屋根です。エアーの射場とビームの射場があって、エアーの射場は、御案内のとおりビニールハウスの屋根みたいな屋根です。確かにお金もかかりますけれども、将来的には、屋内のエアーライフル射場にしていただきたい。その辺について、今後の検討も提起していきたいと思っていますので、多分、そちらのビームの屋根の塗装という意味でよろしいですね。

渡辺スポーツ振興課長 志村委員の御指摘のとおりでございます。

笠井委員 基本的なことかもしれませんが、一点確認させてください。

4ページの支出にある県への納付金についてです。これ、ほかの施設でも令和3年度は収支差額と同額になっているので、利益の部分を折半して県に戻しているようではありますが、これは利益の半分を県へ納付するというを明文化されて、令和3年度からしていらっしゃるということですか。

渡辺スポーツ振興課長 指定管理者と県で結ぶ基本協定書に明文化されていると承知しております。

笠井委員 令和3年度から、そういった協定を結ばれたということでもよろしいですか。

渡辺スポーツ振興課長 確認して追ってお答えいたしますので、お時間をいただきますよう、よろしく申し上げます。

飯島委員 私はライフルの経験はないのですが、こういう施設があって、これからも普及振興を図るという観点からだったのですが、当然、コロナ禍で利用が少ないのはわかるのですが、そもそも、ライフルに対しての競技人口、あるいは利用客の男女比を把握しているのですか。

渡辺スポーツ振興課長 まず、利用者数でございますけれども、男女比は把握しておりませんが、令和3年度は県内が612人、県外が117人、合計で729人となっております。

続きまして、競技人口でございますが、全国では6,886人、山梨県では94人でございます。47都道府県のうち19番目となっております。

飯島委員 ありがとうございます。私が何を言いたいかというと、最近、ゴルフをやる女性も多い、山登りをする女性も多い。コロナ禍で全体的な数は少ないのですが、今、女性をターゲットにした普及促進をやるべきだと思っています。そういう戦略が、どうも見られないということもあってお伺いしたのですが、そうすると、例えば、女性がふえれば男性もふえていくというか、将来的に、コロナもなくなって男女がふえれば、全体的にふえると思います。そういった中で、女性がふえるとトイレもきれいにしなきゃいけない。

元に戻って、女性をターゲットにすることに関しては、今、あんまりお考えになっていないという理解でいいですか。

渡辺スポーツ振興課長 女性がいきなりエアライフルに入ってくるのは難しい部分もあったりすると思いますけれども、まずは高校生の部活動の中で取り組んでいただいているというのはございます。

あと、一般の女性の方につきましては、ビームライフルの射場もあったりするものですから、レジャー目的等な感覚で、気軽にお立ち寄りいただいて、楽しんでいただくというものもあります。

そういった形で、トイレとかも洋式化する中で、今後、女性の方を大切にしながら、広範囲にPRをしていきたいと思っております。

飯島委員 ありがとうございます。まさに、2ページの運営目標の達成状況の中に、主な利用者である高校生や大学生などの利用が減少したことが一つの原因とあるのですが、高校生とか若年層の人たちもやる機会があるので、そのときに高校生も大学生も、女性、女子高校生、女子大学生がいるわけですから、おっしゃったように、そういうことを促進していただきたいなと思います。

渡辺スポーツ振興課長 高校生、大学生等の合宿につきましては、コロナの影響で利用自粛だったことから減っている状況もございますけれども、委員御指摘のように、今後は積極的に再開して参りますので、その辺も、今までのお客さんに向けて、それから、また関東近県の大学生等に積極的に利用していただけるよう、積極

的にPRに努めていきたいと思っております。

渡辺委員長 4ページの県への納付金について、先ほど笠井委員から、令和3年度から明文化されたか否かについての質問があった件についてお答えはできますか。

渡辺スポーツ振興課長 現契約は、平成31年1月31日付で締結をしてございます。変更契約を令和3年3月17日付で締結をいたしまして、利益の50%を納付することとなったということでございます。

((公財)山梨県スポーツ協会について)

向山委員 きょう一日、いろいろお伺いをして、先ほど、鷹野委員からあった部分が本当に疑問を持つのですが、やはりスポーツ事業として考えたときに、公園管理は県土整備部、都市公園ということは重々わかるのですが、県としてもスポーツコミッションとか、いろいろなスポーツ事業をやっているときに、スポーツ協会との連携が重要になってくると思います。

そうしたときに、やはり窓口を一本化して、スポーツ振興局としてスポーツ協会と、少なくとも、きょう審議したスポーツ協会が指定管理を受けている施設については、所管をしっかりと一本化するべきかと思っています。これは総括審査でまたお伺いをしますけれども、現状、そういった議論が県庁内、部局間を応じて、そういったことの議論は行われているかどうかを確認したいと思えます。

渡辺スポーツ振興課長 ただいま県土整備部とスポーツ振興局で議論を行っておるところでございます。

向山委員 ぜひ、わかりやすい形で行っていただきたいのと、あと、これを見ますと、スポーツ協会も一定程度の資産と財産を持って事業を行っていますので、県とタッグを組んで、自由度の高い中で取り組んでいけるように、スポーツ協会も自主事業として取り組んでいけるような形を県としてもサポートしていただきたいと思っています。

確認ですが、役員の皆さんは、各競技団体の会長、あるいは役員が理事に名を連ねているという認識でよろしいですか。

渡辺スポーツ振興課長 理事とか評議員に各競技団体の役員さんが名を連ねているという、おむねそういう状況でございます。

向山委員 スポーツ協会が行っている補助事業があると思うのですが、それとスポーツ振興局が行っている補助事業、その両方があると思うのですが、現状で、スポーツ協会が行っている、特に子供たちへの補助事業の一覧、小中高とかのこういう事業に対して、こういう補助制度をやっていますとか、スポーツ協会独自の補助とか支援制度があれば、簡単でいいので資料で、制度の内容を一覧でまとめたものを御提示いただくとありがたいと思います。

渡辺委員長 執行部に申し上げます。ただいま向山委員から要求のありました資料につきましては、資料は作成できますか。

渡辺スポーツ振興課長 作成可能でございます。

渡辺委員長 　　いつまでにできますか。

渡辺スポーツ振興課長 　　今回の部局審査までには御用意したいと思います。

渡辺委員長 　　それでは、改めて委員各位に申し上げます。ただいま向山委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

渡辺委員長 　　それでは、改めて委員会として、執行部に要求いたします。

以　上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 　　渡辺　淳也